

第1回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会

日時：令和7年11月25日（火）午前10時30分～

場所：小金井市役所西庁舎2階 第五会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 部会における検討内容と進め方について
- (2) 子どもの権利の日の制定について
- (3) 子どもの意見・議論が実現につながる仕組みづくりの検討について
- (4) その他

3 閉会

【配布資料】

- ・ 資料1 小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会について
- ・ 資料2 小金井市子どもの権利に関する条例 リーフレット
- ・ 資料3 子どもの権利の日の制定について

小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会について

1 部会設置の経過

子どもの権利部会は、「子どもの権利」に関する施策を立案・検討する際に「子ども・子育て会議」の下部組織として設置している。前期の「子どもの権利部会」においては、子どもの相談・救済機関である「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況及び子どもの意見表明権を確保する仕組みについて、子どもの権利の視点から検討を行い、検討結果については令和6年10月21日付けで、子ども・子育て会議会長へ報告を行った。

本報告書で挙げられた課題については、令和7年5月22日及び同年8月13日に開催した権利部会において審議。同年8月21日付けの子ども・子育て会議会長への報告の中で、課題の具体的な検討に着手するとともに、次期権利部会において引き続き審議することを提案した。

以上のことから、今期においても部会を設置し子どもの権利の視点から検討・審議を行う。

2 部会の役割

以下の課題について検討を行う。

(1) 大人を含めた市民全体が子どもの権利についての認識を高める施策

子どもの権利が行かされる社会環境を実現していくためには、子どもの権利について、大人も含めたあらゆる人に対しての理解を広めることが必要であると考え、「子どもの権利の日」を制定し、普及啓発のイベント等を通して、市全体で子どもの権利を考える機会を創出する。「子どもの権利の日」の制定にあたっては、子どもが主体となって関われるよう支援し、子どもとともに制定に携わる。

(2) 子どもの意見・議論が実現につながる仕組みづくり

子どもが意見をいうだけで終わるのではなく、自分の意見をもって議論し、議論したことが実現する子ども参加の仕組みづくりを検討するとともに、子どもたちが安心して意見を表明できる常設的な居場所についても確保の検討を行う。

(3) 子どもの意見・議論を支援する人材の育成

(2)の仕組みづくりを実現する上で重要な、子どもの意見表明や議論を支援する人材の育成方途を検討し、検討にあたっては児童館における「子ども会議」等公的な取り組みに加えて、地域の子ども主体のイベントにおける取り組み等も参考とする。

この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるというこに基づいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはつきり分かるようにしています。



子どもの権利とは

次に定められた権利は、すべての子どもがかかえがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。

【第7条】 安心して生きる権利

- ☆ 命が守られ、何もにもかえられないものとして大切にされること。
- ☆ いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- ☆ 健康について気づかれ、適切な医療が受けられること。
- ☆ 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

【第8条】 自分らしく生きる権利

- ☆ 個性や他者との違いが尊重されること
- ☆ プライバシーが守られること。
- ☆ 安心してできる場所で自分を休ませる時間を持つこと。
- ☆ 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろなる方法で表すこと。

【第9条】 ゆたかに育つ権利

- ☆ 学ぶこと。
- ☆ 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- ☆ 仲間をつくり、何かのために集まること。
- ☆ 自然に親しむこと。
- ☆ 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- ☆ 社会に貢献する活動に参加すること。

【第10条】 意見を表明する権利

- ☆ 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- ☆ 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

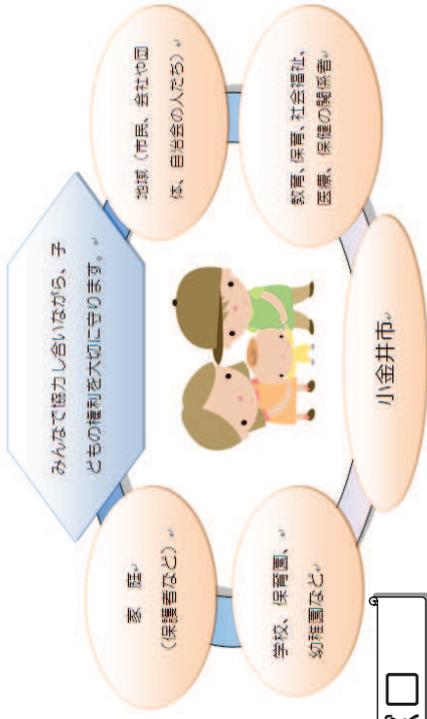
【第11条】 支援を受ける権利

- ☆ 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

子どもの権利を守るために

家庭、育ちぶ施設、地域、関係団体、関係機関、市は、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるように努力していきます。



相談の窓口

小金井市 子どもオンズパソン

メールで いつでも
専用メールアドレスから相談できるよ

手紙で
〒184-0012
小金井市甲府3-9-10 CoSta甲府
子どもオンズパソンあて

QRコード

どんなことでもいいよ
秘密を守るよ
お盆はかからないよ

小金井市 子どもオンズパソン

フリーダイヤル 0120-770-977
042-388-4370

《相談できる曜日・時間》(休日、休職、祭日、研修等は休務日)
月・火・水・金 午後1時～午後7時
土 午前10時～午後4時

小金井市 子ども家庭センター

子どもと家庭に関する総合相談窓口です。
児童相談所や民生児童委員等と連携・協力して対応します。

○電話相談
月～金 8:30～17:00
土 9:00～17:00

東京都 いじめ相談
ホットライン (24時間対応)

幼児から高校生相当年齢を対象に相談を受けます。

○電話相談
0120-53-8288

小金井市 教育相談所

小金井市本町6-5-3 シャトー小金井別館3階

相談員である元校長や臨床心理士が対応します。

○電話相談
月～土 (祝祭日除く) 9:00～16:00
042-384-2508 / 042-384-2097
○面接相談(要予約)

スクールカウンセラー (臨床心理士)

市立小・中学校各校で、子ども・保護者からの相談を受けます。
(週2～3回)

東京都 小平児童相談所

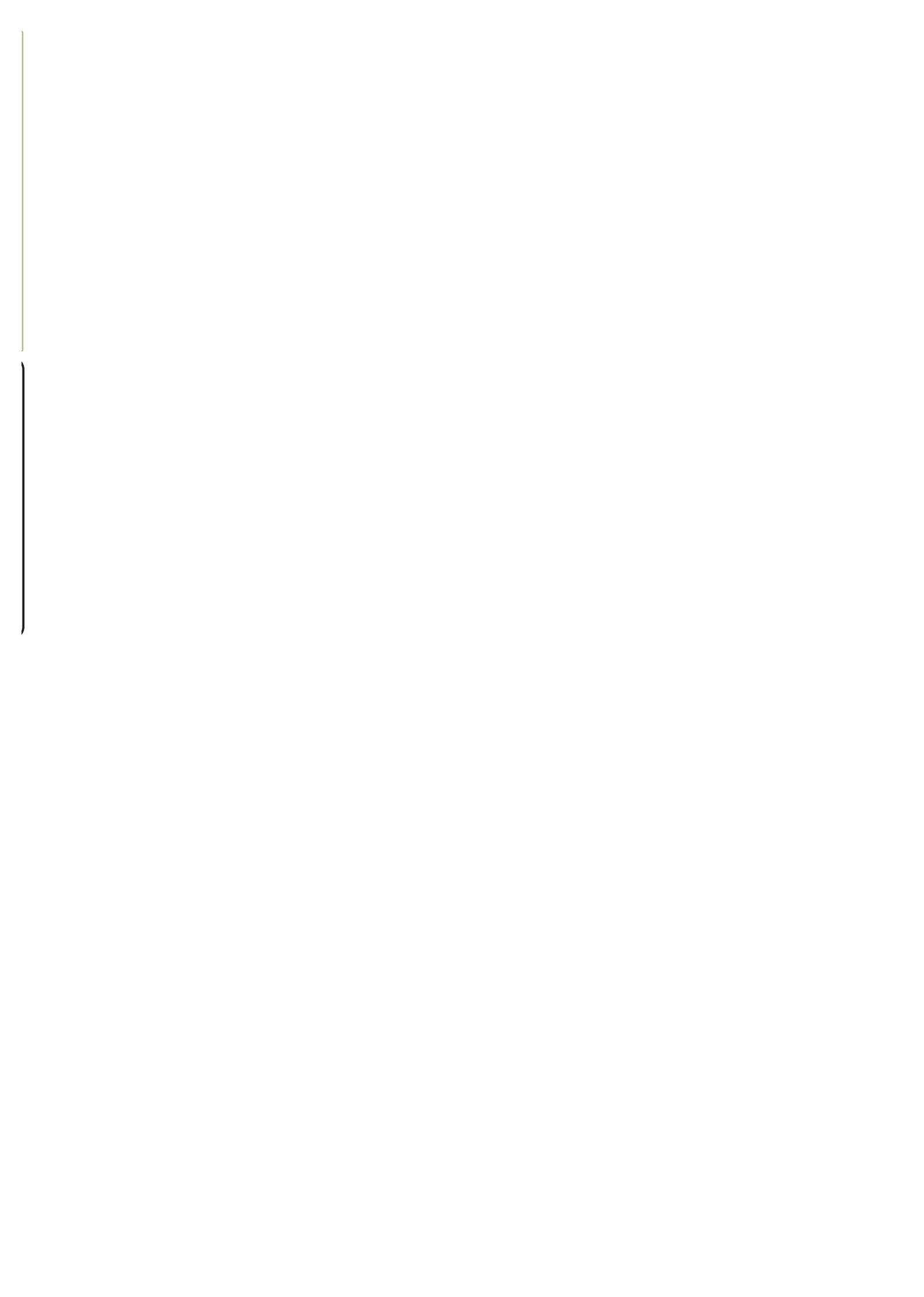
児童福祉司等(医師他)による相談
○電話相談 平日9:00～17:00
042-467-3711

相談ほっとLINE@東京

都内の中学生・高校生も相談できます。
毎日15:00～23:00(受付は22:30まで)



子ども向けサイト
『小金井市×子どもの権利』
にも詳しく書いています。



子どもの権利の日の制定について

1 概要

市民全体が子どもの権利についての認識を高める取組の一つとして「小金井市子どもの権利の日」（以下、「子どもの権利の日」という。）を制定する。

2 制定を提案する背景

令和4年度に子どもオンブズパーソンを設置し、18歳以下の子どもに対しては、子どもの権利学習の実施や子どもの権利に関する啓発物の配布等により、普及啓発が進んできた。一方、子どもとかわりのない大人世代には啓発の機会が少ないのが実情である。

（参考）世代別子どもの権利普及啓発の取組

未就学児	子ども向けイベント等での普及啓発
小学生	子どもの権利学習、リーフレット・機関紙等の配布
中学生	子どもの権利学習、リーフレット・機関紙等の配布
高校生	機関紙等の配布
大人	活動報告会等で実施される子どもの権利の講演会の参加

3 制定による効果

「子どもの権利の日」を制定し、普及啓発等のイベント等を通して、市全体で子どもの権利を考える機会が創出され、市民全体が子どもの権利の認識を高める効果が期待できる。

4 制定への検討手法

子どもの権利の日を市民に広く周知するための方途等子どもが主体となって検討する。検討にあたっては、市内在住の子どもたちで組織される「子ども会議」を組織する。

子ども・子育て会議及びその下部組織である子どもの権利部会は、子どもが主体的に関われるよう支援し、子どもとともに制定に携えるような姿勢をもって進める。

5 「子どもの権利の日」の制定イベントについて

(1) イベント名

子どもの権利の日制定に関する記念行事及び児童館設立60周年記念事業「子どもの権利の日制定イベント「じどうかんフェスティバル2026」（仮）

(2) イベントの実施日時

令和8年11月29日(日)

令和7年8月22日の「子どもの権利部会」において、「世界子どもの日」にちなみ11月20日を「子どもの権利の日」とすることが提案された。よって、令和8年度はこの日付に近い11月29日(日)にイベントを実施することとする。

(3) イベントの実施場所

小金井 宮地楽器ホール

6 子どもの権利部会と子どもたちの会議における役割分担

(1) 子どもたちの会議の役割

- ・ 「子どもの権利の日」のイベント内容の検討
- ・ 「子どもの権利の日」のイベントの周知方法の検討
- ・ 「子どもの権利の日」条例の前文検討

(2) 子どもの権利部会の役割

- ・ 「子どもの権利の日」根拠法令の検討
- ・ 子どもたちの会議の検討結果について報告を受け、必要に応じて専門的な助言を行う。

7 「子どもの権利の日」制定スケジュール

令和7年11月	子ども会議による検討
令和7年12月	子ども会議による検討結果の発表
令和8年1月	子どもの権利部会による検討
令和8年2月	パブリックコメントの実施
令和8年3月	子どもの権利部会における検討
令和8年6月	「子どもの権利の日」に関する議案を上程
令和8年11月	「子どもの権利の日」の制定イベントを実施